

# 白河市の放射線対策

		実施項目	内 容	対 象	実施時期	実施予定	問合せ先
I 市 民 健 康 対 策	放射線の 実態把握  《基本方針》 公共施設等の放射線を測定し、ホームページなどで公表する。	①公共施設等のモニタリング (372施設 802地点)	GISシステムにより放射線量の測定結果を整理するとともにホームページ等で速やかに公表する。	市内公共施設、集会所、公園など	平成23年度から継続して実施	・定期的に測定し、ホームページ等で公表する。	環境保全課
		②放射線マップの作成	GISシステムを活用しデータを整理するとともに、マップを作成しホームページで公開する。	市内小中学校、幼稚園、保育園、公園、集会所など	毎月の線量測定の結果を基に年度末にマップを作成。	・継続的に線量調査を実施し、マップを作成のうえ放射線量の状況を市民に周知する。	環境保全課
		③水道水のモニタリング	水道水を2週間に1度モニタリングし、その結果について福島県のホームページに公表する。	各水系毎、全9カ所	実施中	・県及び近隣町村、白河地方広域市町村圏整備組合との連携による情報の共有並びに水道関連水質調査結果についても福島県ホームページに掲載し、広く市民にわかりやすく周知を行っている。	水道部水道課
		④井戸水の放射能測定	家庭で使用している井戸水の放射性物質の有無について、市が無料で検査を行い、結果を申請者に知らせる。	市内全域の井戸	実施中	・市民から申請のあった検体について、その都度市独自で検査を行い、結果を報告する。	水道部水道課
		⑤下水道汚泥の適正管理	処理場敷地内の空間線量モニタリングを実施 汚泥の放射性物質の検査を実施	公共下水処理場、農業集落排水処理場、コミュニティプラント	当面の期間	・処理場施設内の空間線量モニタリング結果等を市ホームページに掲載。 ・汚泥の放射性物質の検査結果を市ホームページに掲載。	水道部下水道課
	市民の 健康管理  《基本方針》 健康相談、県民健康調査、個人積算線量の測定・分析を通じ、健康管理の徹底を図る。	①個人積算線量の測定・分析	放射線個人積算線量計（ガラスバッジ）を配布し、一人ひとりの生活実態に即した外部被ばく線量を把握する。	中学生以下の希望者	7月1日～9月30日	・3ヶ月を装着期間として実施する。 ・4～5月に測定希望の調査を実施。	健康増進課
		②電子式個人線量計による測定・分析	妊婦に加え、平成26年8月より市内に住所を有する方（希望者）へも電子式個人線量計の貸し出しを行い、外部被ばく線量を把握する。	妊婦及び市民（希望者）	随時実施中	・2週間～1か月を日安に健康増進課・こども支援課で電子式個人線量計を貸し出し、結果の分析を行う。 結果に応じ、個別相談等で不安の軽減を図る。	健康増進課 こども支援課
		③内部被ばく検査	白河厚生総合病院設置ホールボディカウンターによる内部被ばく検査	平成29年4月1日までに生まれた方	37日間（予約制）	定員は1日45人、白河厚生総合病院にて申込受付を行い、検査を実施する。	健康増進課
		④県民健康調査	①基本調査：問診票に震災後4か月間（平成23年3月11日～7月11日まで）の行動記録を記入することで、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって受けた個人の外部被ばく線量を推計する ②甲状腺検査：一次検査で超音波検査を実施し、その結果、詳細な検査が必要と認められた方に対し、二次検査を実施する。一次検査は、20歳を超えるまでは、2年ごとに検査を実施し、25歳以降は25歳、30歳、35歳、40歳…と5年ごとの節目に検査を実施する。	①震災当時、福島県内に住所があった方 ②平成4年4月2日～平成24年4月1日生まれの方	①随時回収 ②県より対象者に個別通知	<市の協力内容> ①回収率向上に対する協力 ・基本調査問診票「簡易版」の周知。 ・「県民健康調査基本調査（問診票）」書き方相談コーナーの設置。 ②対象者等の情報提供。	健康増進課
		⑤随時相談開催	各種乳幼児健診実施時や随時電話で健康相談を実施	市民、乳幼児を持つ保護者	随時実施	市民からの相談に保健師等が対応する。	健康増進課 こども支援課
	身近な生活空間の放射線低減対策  《基本方針》 保育園、幼小・中学校、児童館・児童クラブ、通学路、社会体育施設、公園等の公共施設及び個人住宅や事業所の除	①学校・幼稚園・保育園等の除染	①通学路の土砂撤去など	小・中学校、公立幼稚園・保育園・児童クラブ、私立幼稚園・保育園・認定こども園、学校等施設半径200m以内の市道通学路	H25年12月末完了	除去土壌等は白河仮置き場に搬入済み。	学校教育課 こども育成課 道路河川課
		②公園等の除染	公園の表土入替え、高圧洗浄機等で園路等の洗浄の実施	市内公園、児童公園	H27年6月末完了	・公園 ： 毎月2回放射線量の測定を実施するとともにホームページで公表する。 ・児童公園 ： 毎月2回放射線量の測定を実施するとともにホームページで公表する。	都市計画課 こども支援課
		③農業用施設及び森林除染	①住宅に隣接する森林で林縁部から最大で20mの範囲で除染 ②住宅に隣接する森林で林縁部から最大で5mの範囲で除染 (有機堆積物残渣除去)	①白河地域 ②白河地域、大信地域	H29年9月末完了	除去土壌等は仮置き場に搬入済み。	農林整備課
		④市道除染	①路肩土砂撤去 ②側溝土砂撤去	市道及び法定外道路	H29年2月末完了	①線量モニタリングを実施。 ②①に基づき道路除染を実施	道路河川課

		⑤民間宅地等除染	①個人住宅について、面的除染及び局所除染 ②事業所の除染 ③事後モニタリング	①個人住宅除染 市内全域 (面的除染・局所除染) ②事業所除染 除去土壌を敷地内保管 できる事業者 ③事後モニタリング 市内全域	①完了 ②完了 ③実施中	①個人住宅除染（H28.1 1月完了） ②事業所除染（H28.1 2月完了） ③住宅除染が完了し、一定期間経過した世帯に対し事後のモニタリング調査を実施。 ・大信地域（H29.2完了） ・白河・表郷・東（H29. 4 発注済み）	環境保全課
食の安全・安心 《基本方針》 給食食材、農産物など食品のモニタリングを強化し、食の安全・安心を確保する。	①給食食材のモニタリング	食品に含まれる放射性物質を測定する。 測定結果お知らせの発行により保護者の不安軽減を図る。	給食食材			・測定器20台を整備し、給食センター、自校式給食校及び公・私立保育園で提供する給食用食材及び給食丸ごと一食分を提供前に検査している。 ・検査結果を市ホームページ及び回覧、各施設が発行するお知らせによって公表し、保護者の不安軽減を図る。	学校教育課 こども育成課
	②野菜・果樹の調査	出荷目的の農産物の検査はもとより、県で実施している緊急時モニタリング検査の結果から万が一基準超の作物が出た場合においては、出荷・販売等の自粛要請等などの手続きを速やかに対応する。	野菜・果樹	実施中		・市が実施している出荷用農産物の放射性物質検査結果を市HPにて公表。	農政課
	③放射性物質吸収抑制対策の実施	米の放射性物質吸収抑制に非常に効果が高い塩化カリ肥料を配布し、施用。	水稻	実施中		・平成30年産米作付けに先がけ、塩化カリ肥料を配布。塩化カリ肥料散布効果の検証	農政課
	④水稻の調査	産米の栽培管理対策の周知と、収穫時の全袋検査を徹底して実施する。	水稻	実施中		・平成30年産米に対する塩化カリ肥料の施用を周知するとともに、米の全量全袋検査を引き続き実施する。	農政課
	⑤自家用消費野菜等の検査	市民が家庭菜園で自家消費のため栽培した野菜や果物などの放射性物質の簡易検査をする。	家庭菜園で栽培した野菜・果物など	実施中		・検査申込者に検査結果を知らせるとともに、市ホームページやチラシにて公表	生活防災課
II 風評被害対策	①商工業（中小企業）者に対する経営支援	・産業サポート白河の中小企業等訪問による情報の収集と提供及び経営相談	市内の商工業（中小企業）者	随時		・産業支援センターの窓口相談や企業訪問により、情報収集・提供と経営相談を随時実施する。	商工課
	②企業誘致に向けた情報発信	各工業団地等の放射線量の正確な情報を発信することにより、引き合い企業の理解を得る。その上で、強固な地盤や良好なアクセスをPRしていく。	首都圏、中部、関西方面の誘致対象企業及び情報提供先企業	随時		・県企業局や県企業立地課と連携を図りながら、引き合い企業の誘致に努める。 ・都内の企業に対して、当市のアクセス、震災後の状況と強固な地盤をPRし、引き続き交渉する。	企業立地推進室
	③粗飼料等に関するモニタリング調査・農業系廃棄物の隔離措置	・稲わら、飼料作物等の県モニタリング調査協力 ・農業系汚染廃棄物の隔離措置	稲わら、牧草、WCS等	実施中		・稲わら、飼料作物等の県モニタリング調査箇所の選定 ・農業系汚染廃棄物について、一時隔離保管措置を実施	農政課
	④米の全量・全袋検査	市内で生産された全ての米に含まれる放射性物質を調査する。	生産者、消費者	H29. 9月～12月		・平成30年産米については、H30.9月より検査結果をふくしまの恵み安全対策協議会HPにて随時公表。	農政課
	①キャンペーンの実施	生産者と関係機関が一体となって農産物の安全・安心をPRし、消費回復を図る。				【首都圏等での開催】 ・首都圏の市場や友好都市などで開催される各種イベント等の参加を通して、白河産農畜産物の安全性を広くアピールすることで消費の拡大を図り、風評の払拭に取り組む。	農政課
②地域イベントへの参加	首都圏等のイベントに積極的に出展し観光PRを行うことにより、風評を払拭し本市への誘客促進を図る。				【首都圏等での開催】 ・那須白河会津観光推進協議会において、首都圏での観光PRを実施。 ・世田谷区民祭、かわさき市民祭り等の首都圏イベントに出展し観光PRを実施。	観光課	
III 放射線教育	教育現場での放射線教育 《基本方針》 保育園、幼・小・中学校等において放射線に関する正しい知識の普及や子どもたちの健全な発達の	①子どもたちへの放射線教育、運動支援	子どもたちが放射線に対する正しい知識と理解を得ることができるようになるとともに、適切に行動できるようにするために、教員が徳島大学白河支援チームの専門家や除線情報プラザなどの関係機関と協働して①～⑤の内容の授業を行う。 ①放射線の基礎知識 ②放射線が体に与える影響 ③線量計を使用した学習 ④実験や実習による放射線の性質や特徴 ⑤風評対策、 また、外遊びの機会が減少する子どもたちの運動不足や体力低下に対応するために、徳島大学白河支援チームのスポーツ科学の専門家や大学院生による効果的な運動指導の機会を設ける。	小・中学校の児童生徒、教員、保護者	各小・中学校の計画により随時実施	指導を行う小中学校 ・市内全小中学校（小学校15校、中学校8校）	学校教育課
		・徳島大学と放射線に関する協定を締結し、協力を得ている。 ①体力・運動能力向上のための運動指導 ②放射線学習会	①～② 各幼稚園・保育園の児童と職員	①～② 各園と調整し実施	①8月～11月にかけて各幼稚園・保育園で実施する。 ②各園の希望により実施する。	こども育成課	